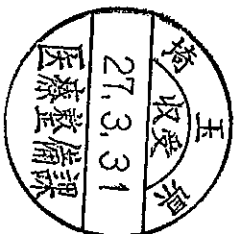




医政発 0325 第 2 号
平成 27 年 3 月 25 日

都道府県知事 殿



厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

終末期医療の決定プロセスに関するガイドラインの改訂について

人生の最終段階における医療の方針決定等のあり方に関して、「終末期医療に関する意識調査等検討会報告書」（平成 26 年 3 月）において「終末期医療」に代えて「人生の最終段階における医療」という用語を用いることが望ましい旨の報告がなされたことを踏まえ、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」について下記のとおり改訂し、別添 1 のとおりとしましたので御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

なお、貴職におかれましては、広報等において可能なものから、「人生の最終段階における医療」という用語を使用していくようお願いいたします。

また、主要な関係団体に対しては、別添 2 により通知しましたので御了知いただけますようお願いいたします。

記

1. 改訂内容

- (1) ガイドラインの名称を、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に変更したこと
- (2) 本文中の「終末期医療」という用語を、「人生の最終段階における医療」に変更したこと